

第二部

経済開発と法

第1章 経済開発法の概念

経済開発は第三世界の発展にかかわる最重要課題である。これらの諸国をめぐる多くの問題が経済的な貧しさに起因していることは否定できないからである。もつとも、貧しさやこれを克服するための経済開発は、政治や社会と連動しており、経済の問題だけをとりだして論じることは不可能である。しかし、経済を中心としてとりあつかう分野の構想は可能である。経済開発に関する諸法をとりあえず「経済開発法」と名づけ、その研究課題としてどのようなものが入るかについて整理してみよう。

工業化と経済発展

この前提として、経済発展とは何かについて考えてみよう。序章でみたように、経済発展の目標とは人々の経済生活が豊かになることである。それは例えばG.N.P等で測られるものであるが、最近ではその計算方法等について批判がなされ、社会的な側面を取り入れた新しい計測方法の開発が提唱されている。

経済発展が農業等の第一次産業に依存した社会から工業を中心とする第二次産業、さらにサービス部門である第三次産業への移行の過程であることは普遍的に認められている。この意味で、経済発展を工業化 (industrialization) と重ね合わせることは間違いではない。

工業化のプロセスは国により、時代によつて異なるが、時代が下がるにつれて「國家」がその表面に出てくる傾向があることは、工業化の最初の国であったイギリス、そしてドイツさらに日本のその歴史を見れば明らかであろう。このような国家の政策的介入にこそ、政策法としての開発法の意義がある。

しかし、第三世界における経済発展をめぐる状況は、先進諸国の経験とは著しく異なるものであることも事実である。第一に、時代が下がるにつれて技術や生産力の面での進んだ国と遅れた国との差は大きいものとなり、この差を埋めるためにはそれだけ国家の介入が全面的なものとならざるをえない、ということである。第二に、そのために導入されるシステムは、資本主義であれ、社会主義であれ、西欧モデルを軸としており、それは第三世界においては外来的なものであり、文化的に異質のものである。

この二点において参照モデルとなりうるのは日本の経験であろう。以下、日本を念頭におきながらこの問題を考えてみよう。

制度法と政策法

この問題を考える前提として、法の類型として制度法と政策法の概念を検討しておこう。この分類によつて、特に経済分野における法と政策の間の無用な混乱を避けることができると信ずるからである。

ここで制度法とは、既存の経済秩序を維持することを目的とする諸法を意味している。その基本的な制度は、社会主義的計画経済体制の崩壊を目前にみるとき、一応市場システムといつて間違いないであろう。そして、ここでいう制度は夜警国家やレッセ・フェールという理念に象徴されているように、國家の干渉を排除する自律的なシステムであることをその特質とする。そこでこの法の役割は市場の見えざる手による自律的な回転を保障することである。このような法の典型として契約法を中心とする取引法をあげることができる。契約法は、いつさいの経済活動の基礎を構成しているからである。契約・取引の法の特徴はそれが裁判規範であるということにあり、法は市場活動をめぐって発生する阻害要因（契約違反や不法行為）に紛争解決ルールを提供することによって、市場の自律的な運動を保障しているのである。このような紛争解決のための規範を提供する法（典型的には契約法）とそれを適用するシステムである裁判所（訴訟法を含む）に関する法を「制度法」と名づけておく。

制度法に対して、このような自律的なシステムを修正し、改变する一連の法規が存在する。経済法や社会法というものがそうである。これらの法は、市場システムの運行から生じる矛盾や問

題点を解決するものとして、国家による市場への介入を授權するものである。このような経済・社会法は、十九世紀末から二十世紀にかけての「近代資本主義体制」から「現代独占資本主義体制」への移行の過程で生み出されたことが指摘されている。このような法規をここでは「政策法」と名づけよう。

近代化法

ところで、市場システムを維持することを目的とする制度法は、西欧諸国家においては、程度の差はある（例えばイギリスとフランスさらにドイツ）、それ以前のシステムから自生的かつ連続的に生成されたものである。そこでは、イギリスのような判例法の集積たるコモンロー・システムにしても、フランスやドイツにおける法典システムにしても、基本的にはすでに存在していた法的伝統の上に築きあげられたものであつた。

これに対して、日本を含む非西欧国家においては、植民地下においてであり、近代化の過程においてであれ、このような制度法の確立は既存のシステムとは異質の文化的伝統を有する西欧の制度の導入を意味した。このためには、この制度法が前提とする市場システムの確立のための諸法規が不可欠であることは、日本の明治期において、法典編纂に先駆けて、富国強兵や殖産興業の名において多くの経済諸法が制定されたところからも明らかである。このような諸法をとりあえず、「近代化法」と名づけておこう。それは、市場システムの創設を課題としているという点

で、政策法のよりドラスチックな展開である。

経済開発法

現在、第三世界諸国がおかれている状況はさらに複雑である。たしかに多くの諸国で市場システムが導入されているが、植民地という状況下においては、それはきわめて偏奇的でありかつ限定的であった。独立後の国民経済の形成というストロークはこのよう健全な市場システムの創設ないし改変という願いが込められていた。これらの諸国の政策法は、この点においては前述の近代化法と共通する側面を有している。

しかし、第三世界諸国が独立を達成したのが第二次大戦後という事実をみると、その課題は明らかにそれ以上のものであるはずである。そこでは、すでに先進諸国においても、市場システムの限界が露呈されており、経済・社会法と呼ばれる政策法がそれを修正するものとして登場してきているからである。第三世界における政策法は、たとえそれが理念的であるにせよ、このような課題をも担うことが期待されているのである。これらの諸法を「経済開発法」と名づけておこう。

以上にみるように、経済開発法は、先進諸国における市場システムの創設と修正という時間を異にした二つの役割を同時的に達成するという使命を負っているのである。さらに、急速な経済発展を至上命題とする第三世界においては、政府に広範な裁量権を与える経済開発法は全市場シ

ステムを覆うにいたり、それだけ、先述の制度法の機能する領域はさらに狭められる。「制度法の政策法化」現象が顕著となるのである。

開発戦略と法

序章で述べたように、開発ないし発展は動的なプロセスであり、静的な法とはきわめて異質な存在である。政策法としての経済開発法という概念を設定したのもこの懸隔を埋めることを目的としているのである。そこでは法は開発プロセスにおける諸政策を授権し、秩序づけ、規律するのである。政策が開発の各段階・局面に対応して多様に展開せざるをえない以上、そこにおける法の授権する余地はそれだけ広くなる。経済開発法が授権立法たる性格を有するのはこの理由からである。

開発政策をより長期的な脈絡から開発戦略としてとらえ直すと、この開発戦略によって経済開発法の位相が異なることも事実である。さらに開発戦略も、それを立案・実施する国をめぐる国内・国際環境によつて異なることも知られている。例えば、すでにNIES（新興工業経済地域群）と呼ばれるにいたつている諸国LDC（後発発展途上国）との間で開発戦略が異なるのは当然であろう。大まかにいえば、工業化が進行し市場システムが機能するに従い、政府の直接統制は緩和される傾向があるが、それでも、先進諸国に比べれば、政府の役割はまだ大きい。

また、それは国家の規模によつても異なるように思われる。例えば、インドや中国のような大

国においては、必然的に輸入代替型工業化路線を歩む傾向があり、NIESを中心とする中小規模の国においては輸出指向型工業化が有効とされているようである。

開発戦略は時代によつても流行がある。一九七〇年代は、新国際経済秩序（NIEO）に象徴されるように、国家の役割を重視する統制型（指令型）工業化が多くの国で採用された。八〇年代に入ると、それに由来する経済運営の非効率や累積債務の問題、さらに世銀・IMFによる強力な政策もあって、構造調整と称せられるような市場システム重視の戦略に移行しつつある。

これとは別に、おそらく一九七〇年代の経済ナショナリズムの延長上にある「もう一つの発展」戦略も、それは必ずしも公的なものとされていないとはいっても、固有のシステムを軸とする自律型の発展を模索する運動として、人々の心をとらえている（鶴見・川田編：一九八九）。さらに最近では、地球環境の悪化を反映して「環境と開発」という新しい分野の中で「持続しうる発展」（sustainable development）という考え方も出現している。

このような開発戦略の流れによつて、法政策のありようも異なるのは当然であり、その結果として各国により経済開発法のあり方も異なるをえない。しかし、ある程度それを共通の枠によりくることは可能と考え、以下その問題について議論する。この場合、われわれのこれまでの主たる関心がアジアに限定されていた関係上、そのモデルとしてはアジア諸国が想定されていることについてはご了承いただきたい。